

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
1	平成26年度 諮問受理第182号	平成26年12月12日 付け大総務第122号	平成26年10月7日	別添「大総務第75号」公却件（不明確）は、免責規定求めており、再度、大阪市が、法令上「免責」の示すもの、分かるもの求める。（地法公務員法第33条示す）28・29・30・31・35条元。（例）「無知」「無学」「辞典と相違有」「文献を逸脱」等々免責	総務局総務課（総務グループ）	-	-	平成26年10月21日 付け大総務第85号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であり、当該請求書の記載内容では公開請求に係る公文書が特定できないことから、大阪府情報公開条例第6条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年11月14日	大情審答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件、答申第345号「大生保生第902号」不件等の否認する総務局・市民局は、法律第123号見解否定判明（大健こ第232号「I D C - 10」件）。「神経症」が、障害者総合支援法（旧障害者総合支援法）満たすもの特定義務負う。生活保護法第4条 答申事案の否認・否定続く総務局・市民局の不法行為。（地公法違反）。 大市民第6121号「○○」件は、大市民啓第100号「不承認（条例第6～13条）」件至るが、大個審答申第55・56・57・58・60・62号否認する不法行為。特には、大生支第470号「不非開示（非該当者）」件（H23・2 / 17）後の作成する○○（H23・2月）行為。自立支援医療取り扱い欠くのを自立支援医療適用主張。（越権かつ不法行為）
2	平成26年度 諮問受理第185号	平成26年12月24日 付け大生保生第1296号	平成26年9月22日	別添「こ健第1825号」不件・「社援第2768（受付番号1254・1255号）」不件・「社援第1533号」不件・大健こ第258・145号「不」件・市民の声No.1101-12232-001-01（保護課回答）類は、生野区○○「見解の相違」「解釈の誤り」主張する為、口論作る9 / 18テーブルから、大健福第1238号「部公」件・大健福第1917号「公」件の無条件ではない見解より、有条件分かるもの求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年10月6日 付け大生保生第886号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年10月17日 付け大生保生第977号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容では、本件請求に係る公文書の特定ができなかったため、平成26年10月6日に補正を依頼したが、10月14日に補正に応じないとする回答があった。また、回答書の補正欄や欄外に記載があるものの、その内容も不明確なものであり、本件請求に係る公文書の特定ができず、請求の要件を満たさないため	平成26年10月23日	処分の取り消しを求め、「全面謝罪」否認（否定）するもの決定せよ。 H25・3 / 21「記者会見」するH20・3 / 26「発行（指導）」理由要す。行政は、法律根拠要す ＜地公法第28・29・30・31・32・33・34・35条等々法的義務「地公法第32条」示す。 行政サービス最大の努力・市民サービス最善の利益性善説の元での、総務局・生野区役所は、事実行為欠く。 「不知」「無知」「無学」の免除・免責欠く公務員。
3	平成26年度 諮問受理第186号	平成26年12月24日 付け大生保生第1298号	平成26年9月29日	福祉局「一部謝罪」○○件（大健福第6054・1098号） 市民局「自立支援医療」○○件（大市民第6121号） 総務局「権利の濫用」○○件（大総務第e - 3・e - 26・e - 9号） 生野区「全面謝罪じゃありません」○○件（大生保生第529号） ○○○○○○○○○○の医師法第20条違反件の「職員問題」の為、「職員」は、基本的人権の明確なもの各局・区求める！（人事担当の義務）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年10月2日 付け大生保生第855号	補正依頼に対する回答なし	平成26年10月17日 付け大生保生第978号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容では、本件請求に係る公文書の特定ができなかったため、平成26年10月2日に補正を依頼したが、10月9日の期限までに回答がなかったため、本件請求に係る公文書の特定ができず、請求の要件を満たさないため	平成26年10月23日	処分の取り消しを求め、「全面謝罪」否認（否定）するもの決定せよ。 H25・3 / 21「記者会見」するH20・3 / 26「発行（指導）」理由要す。行政は、法律根拠要す ＜地公法第28・29・30・31・32・33・34・35条等々法的義務「地公法第32条」示す。 行政サービス最大の努力・市民サービス最善の利益性善説の元での、総務局・生野区役所は、事実行為欠く。 「不知」「無知」「無学」の免除・免責欠く公務員。
4	平成26年度 諮問受理第193号	平成26年12月25日 付け大生保生第1324号	平成26年9月19日	平成24年度大阪府所属研修「接遇マニュアル」虎の巻＜政策企画室＞から、市民の声回答が、理由説明書は、相違や公益通報の通知（通報についての連絡）相違は、「様」明示先整合性欠如・一貫性欠如する「公文書」大原則反す事実行為の「道義的責任」免責求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年9月30日 付け大生保生第830号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年10月14日 付け大生保生第934号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容では、本件請求に係る公文書の特定ができなかったため、平成26年9月30日に補正を依頼したが、10月3日に補正に応じないとする回答があった。また、回答書の補正欄に記載があるものの、その内容も不明確なものであり、本件請求に係る公文書の特定ができず、請求の要件を満たさないため	平成26年10月23日	処分の取り消しを行い、「全面謝罪じゃありません」（○○主張「大生保生第529・766号」不非開示」件等々の「謝罪（H22・2 / 19）を全面or一部の水掛論する根拠求める為、正確を決定せよ 大生支第470号「不非開示」件（H22・2 / 17）・大生保生第251・1398・635・636・912・935号「不非開示」 大生保生第100・105・106・1260・1262・860・1396・1397・27・365・271・272・444・446・448・449・499・450・501・583・584・645・646・802・803・804・806・807・809・812・839「不非開示」件等々、大福祉第3281号「市民の声6点○○回答」・大政第e - 43号「市民の声12点○○回答」・e - 8号「24区回答」等々（法第50条欠く）
5	平成26年度 諮問受理第194号	平成26年12月25日 付け大生保生第1326号	平成26年9月22日	生野区総務課○○・生活支援○○は、9 / 18のテーブル上が、大政第e - 8号・大政第e - 43号・大福祉第3281号（大政から、抜粋一部）の承知の元「解釈・見解」主張だが、各当回答には、的確な文脈を不明確な発言為「生野区生活支援の「法令基づく場合」（○○の偽証判明する）抜粋する特定「e - 8・e - 43・3281号」類より求める。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年9月30日 付け大生保生第831号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年10月14日 付け大生保生第935号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容では、本件請求に係る公文書の特定ができなかったため、平成26年9月30日に補正を依頼したが、10月3日に補正に応じないとする回答があった。また、回答書の補正欄に記載があるものの、その内容も不明確なものであり、本件請求に係る公文書の特定ができず、請求の要件を満たさないため	平成26年10月23日	処分の取り消しを行い、「全面謝罪じゃありません」（○○主張「大生保生第529・766号」不非開示」件等々の「謝罪（H22・2 / 19）を全面or一部の水掛論する根拠求める為、正確を決定せよ 大生支第470号「不非開示」件（H22・2 / 17）・大生保生第251・1398・635・636・912・935号「不非開示」 大生保生第100・105・106・1260・1262・860・1396・1397・27・365・271・272・444・446・448・449・499・450・501・583・584・645・646・802・803・804・806・807・809・812・839「不非開示」件等々、大福祉第3281号「市民の声6点○○回答」・大政第e - 43号「市民の声12点○○回答」・e - 8号「24区回答」等々（法第50条欠く）
6	平成26年度 諮問受理第195号	平成26年12月25日 付け大生保生第1328号	平成26年9月22日	総務局情報公開G・監察部 市民局総務課・ダイバーシティ推進室 生野区総務課・生活支援 個人情報保護条例「原則」本人からの収集を免責・免除するもの求める。（市民の本人からの収集分を排除続行中！）	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年9月30日 付け大生保生第832号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年10月14日 付け大生保生第936号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容では、本件請求に係る公文書の特定ができなかったため、平成26年9月30日に補正を依頼したが、10月3日に補正に応じないとする回答があった。また、回答書の補正欄に記載があるものの、その内容も不明確なものであり、本件請求に係る公文書の特定ができず、請求の要件を満たさないため	平成26年10月23日	処分の取り消しを行い、「全面謝罪じゃありません」（○○主張「大生保生第529・766号」不非開示」件等々の「謝罪（H22・2 / 19）を全面or一部の水掛論する根拠求める為、正確を決定せよ 大生支第470号「不非開示」件（H22・2 / 17）・大生保生第251・1398・635・636・912・935号「不非開示」 大生保生第100・105・106・1260・1262・860・1396・1397・27・365・271・272・444・446・448・449・499・450・501・583・584・645・646・802・803・804・806・807・809・812・839「不非開示」件等々、大福祉第3281号「市民の声6点○○回答」・大政第e - 43号「市民の声12点○○回答」・e - 8号「24区回答」等々（法第50条欠く）

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
7	平成26年度 諮問受理第197号	平成26年12月25日 付け大生総第185号	平成26年 9 月19日	答申第272号の大生保生第912・935・950号「不非開示」件の個人情報欠如や大生保生第574・604・624号「不非開示（答申第332号）」件を大健福第6290号「不非公開」件・大福祉第1317・1951・2026号「不非公開」件（答申第332号）が、大生保生第902号「不非公開（答申第345号）」件、只今「諮問中」大生保生第579・648号「不非公開」件でも、権利の濫用違法行為を示す。従って、行政不服審査法は、「答申」件尊重する地公法第32条有る為生野区行為全件「空論」明白化。当区総務課の道義的責任負うのが、免除可能求める！	生野区役所総務課	平成26年10月 2 日 付け大生総第140号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年10月14日 付け大生総第145号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容では本件請求に係る公文書の特定ができなかったため、平成26年10月 2 日に補正を依頼したが、10月14日に補正に応じないとする回答があった。また、回答書の補正欄等に記載があったが、その内容も不明確なものであり、本件請求に係る公文書の特定ができなかったことから、請求の要件を満たさないため	平成26年10月23日	処分の取り消しを求め、「全面謝罪」否認（否定）するもの決定せよ。 H25. 3 / 21「記者会見」するH20. 3 / 26「発行（指導）」理由要す。 行政は、法律根拠要す <地公法第28・29・30・31・32・33・34・35条等々法的義務「地公法第32条」示す。 行政サービス最大の努力・市民サービス最善の利益性善説の元での、総務局・生野区役所は、事実行為欠く。 「不知」「無知」「無学」の免除・免責欠く公務員。
8	平成26年度 諮問受理第200号	平成27年 1 月 6 日 付け大総務第 e - 310号	平成26年10月17日	別添「○○○○」市民の声回答から、H22. 2 / 19「全面謝罪（生野区発行）」行うテーブル同度の○○代理引き継ぎある。○○→○○、○○→○○、再三の「全面謝罪」有。（当日は、大情審答申第272号検討する口頭意見陳述A M11：00～H22. 2 / 19）しかし、○○代理は、「分かる様に書いて下さい」連呼する補正依頼多量の「却下（特定出来ず）多量。以上から、旧年（従来）の引き継ぐ資料or書面等求める！	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年10月28日 付け大総務第 e - 234号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年11月10日 付け大総務第 e - 240号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年10月28日付けで大阪市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づき補正を求めたところ、同年11月 5 日付けで補正に応じない旨の補正依頼に対する回答書の提出があり、当該請求書の記載内容では公開請求に係る公文書が特定できないことから、同条第 1 項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年11月14日	答申事案（審査会・審議会）の整合性計れば、迅速に適宜対応可能の為、市民の最善の利益尽くす、又、最大の努力尽くす行政業務より、年数要すもの H20. 3 / 26の 6 ・ 7 追記事項押印する医師指導「可」を C W 発行（例） 「不利益」・「損害」等々の H20～H26 の 6 年要す適否争う事案例示。 答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件、答申第345号「大生保生第902号」（法律第123号見解「I C D - 10コード」規定等欠く）不件
9	平成26年度 諮問受理第202号	平成27年 1 月 6 日 付け大総務第 e - 315号	平成26年10月23日	総務局は、条例解釈運用手引き所管ながら、「個人情報」取り扱い巡る相連続行中「○○」件・「○○」件等の是認可能な手引き上決定求める。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年10月28日 付け大総務第 e - 235号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年11月11日 付け大総務第 e - 245号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年10月28日付けで大阪市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づき補正を求めたところ、同年11月 5 日付けで補正に応じない旨の補正依頼に対する回答書の提出があり、当該請求書の記載内容では公開請求に係る公文書が特定できないことから、同条第 1 項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年11月14日	大情審答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件、答申第345号「大生保生第902号」不件等の否認する総務局・市民局は、法律第123号見解否定判明（大健こ第232号「I D C - 10」件）。「神経症」が、障害者総合支援法（旧障害者総合支援法）満たすもの特定義務負う。 生活保護法第 4 条 答申事案の否認・否定続く総務局・市民局の不法行為。（地公法違反）。 大市民第6121号「○○」件は、大市民啓第100号「不承認（条例第 6 ～13条）」件至るが、大個審答申第55・56・57・58・60・62号否認する不法行為。特には、大生支第470号「不非開示（非該当者）」件（H23. 2 / 17）後の作成する○○（H23. 2 月）行為。自立支援医療取り扱い欠くのを自立支援医療適用主張。（越権かつ不法行為）
10	平成26年度 諮問受理第203号	平成27年 1 月 6 日 付け大総務第 e - 316号	平成26年10月23日	総務局は、○○件（大総務第 e - 3・e - 26・e - 9 号）が、大生支第470号「不非開示」件（H22. 2 / 17）否定する逆説逆論を記者会見「自立支援医療」主張の「処分不要」理由求める。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年10月28日 付け大総務第 e - 236号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年11月11日 付け大総務第 e - 246号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年10月28日付けで大阪市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づき補正を求めたところ、同年11月 5 日付けで補正に応じない旨の補正依頼に対する回答書の提出があり、当該請求書の記載内容では公開請求に係る公文書が特定できないことから、同条第 1 項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年11月14日	大情審答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件、答申第345号「大生保生第902号」不件等の否認する総務局・市民局は、法律第123号見解否定判明（大健こ第232号「I D C - 10」件）。「神経症」が、障害者総合支援法（旧障害者総合支援法）満たすもの特定義務負う。 生活保護法第 4 条 答申事案の否認・否定続く総務局・市民局の不法行為。（地公法違反）。 大市民第6121号「○○」件は、大市民啓第100号「不承認（条例第 6 ～13条）」件至るが、大個審答申第55・56・57・58・60・62号否認する不法行為。特には、大生支第470号「不非開示（非該当者）」件（H23. 2 / 17）後の作成する○○（H23. 2 月）行為。自立支援医療取り扱い欠くのを自立支援医療適用主張。（越権かつ不法行為）
11	平成26年度 諮問受理第206号	平成27年 1 月 8 日 付け大生保生第1371号	平成26年 8 月12日	大生保生第443・445号「開」件の26 - 90「決定の考え方」での「自己流解釈や誤解」分かるもの求める！ 「神経症」が、異議申立人は、「非該当」一転無く、大生保生第399号「不承認」該当見解基づく「該当分かる請求したが、「行政文書 6 ・ 7 貼るもの決定事項。	生野区役所保健福祉課（生活支援）	平成26年 8 月25日 付け大生保生第661号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年 9 月 1 日 付け大生保生第713号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容では、本件請求に係る公文書の特定ができなかったため、平成26年 8 月25日に補正を依頼したが、8 月28日に補正に応じないとする回答があった。また、回答書の余白欄に記載があったが、その内容も不明確なものであり、本件請求に係る公文書の特定ができず、請求の要件を満たさないため	平成26年10月23日	別添「大生支第470号」不非開示件（H22. 2 / 17）以降、市民の声No.1101-12232-001-01（局見解）、1101-11587-001-01（区見解）の相違具体的明確なH19. 10 / 7「医療要否意見書」主張示すもの 但し、生野区生活支援は、「神経症」が、「神経症性障害」決定事項「大生保生第811号」部公件有。 大情審答申第272号調査資料別表 1 ・ 2「大生支第113号」不件 生野区生活支援は、法令上、「整合性」欠く、主張「一慣性欠く」、矛盾山散。「I C D - 10」相違。 大健こ第258・145・311号「不」非公開は、生野区「部公」件相違。厚生労働省告示第158号（ネット上公開） 「神経症」は、神経症性障害では無く、厚生労働省告示第 4 号（生活保護手帳）等々、「福祉のあらまし」（冊子）

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
12	平成26年度 諮問受理第225号	平成27年 1月19日 付け大政第 e - 84 号	平成26年11月28日	政策企画室広聴は、理由欠く市民の 声請求する回答拒否が、相当の理由 容認するもの求める。(福祉局・生 野区生活支援は、回答拒否続行中)	政策企画室広聴担 当	平成26年12月 4 日 付け大政第 e - 71 号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月16日 付け大政第 e - 76 号 公開請求却下 決定	公開請求書に記載された内容が不明 確であったことから、平成26年12月 4 日付けで大阪市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づき補正を求めたところ、 同月 9 日付けで補正に応じない 旨の補正依頼に対する回答書の提出 があり、当該請求書の記載内容では 公開請求に係る公文書が特定できな いことから、同条第 1 項に規定され た請求要件を満たしていないと認め られるため	平成26年12月22日	従前から、「指導」要求するも、回答拒否続行中！かつ、対 面or電話の堂々巡りから、H22. 2 / 19「謝罪」する全面謝 罪否認の○○(区)要因「○○」(大健福第6054・1098号) 有、大政第249・329・330・400・401号「H21～H23年席市 民の声回答」不整合。 「整合性」説明義務求める市民の声請求拒否する規定欠くな らば、ネグレクト行為(人権侵害)明白。
13	平成26年度 諮問受理第228号	平成27年 1月30日 付け大人事第21号	平成26年11月 5 日	人事室は、職員が「水掛論(H22. 2 / 19「謝罪」する全面or一 部)」・堂々巡りする「答申事案」 論争繰り返す事実行為が、地公法上 最大行政サービス・最善市民サービ ス(個人情報の的確等)を反則する が、「処分」不要の理由求める。	人事室総務課	平成26年11月12日 付け大人事第14号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年11月28日 付け大人事第16号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容が不明 確であったことから、平成26年11月 12日付けで大阪市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づき補正を求めたところ、 同月21日付けで補正に応じない 旨の補正依頼に対する回答書の提出 があり、当該請求書の記載内容では 公開請求に係る公文書が特定できな いことから、同条第 1 項に規定され た請求要件を満たしていないと認め られるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時) (重度かつ継続する高額治療者規定する「ICD-10」所属 運用マニュアル判定基準) 大福祉第3281号「市民の声 6 点○○回答」発行不当行為見 解。 当該市民(異議申立人)は、自立支援医療(精神通院医療) の取り扱い欠く。 第一、通院欠く(治療欠く)為、H22. 2 / 19「全面謝罪」 後、「一部謝罪」(職員共謀)作る。(大生支第470号「不 非開示」件 大個審答申第57号)
14	平成26年度 諮問受理第229号	平成27年 1月30日 付け大人事第23号	平成26年11月 5 日	人事室「市民の声No.1406-20011- 001-01」(H26. 10 / 21)○○回答 は、(1)あなたの個人情報、(2)精神 障がい者に関する事務を所管してお らず、お答えする立場にございませ ん。(1)と(2)の因果分かつず、「あ なた」個人情報趣旨示すもの求める 請求。	人事室総務課	平成26年11月12日 付け大人事第15号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年11月28日 付け大人事第17号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容が不明 確であったことから、平成26年11月 12日付けで大阪市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づき補正を求めたところ、 同月21日付けで補正に応じない 旨の補正依頼に対する回答書の提出 があり、当該請求書の記載内容では 公開請求に係る公文書が特定できな いことから、同条第 1 項に規定され た請求要件を満たしていないと認め られるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時) (重度かつ継続する高額治療者規定する「ICD-10」所属 運用マニュアル判定基準) 大福祉第3281号「市民の声 6 点○○回答」発行不当行為見 解。 当該市民(異議申立人)は、自立支援医療(精神通院医療) の取り扱い欠く。 第一、通院欠く(治療欠く)為、H22. 2 / 19「全面謝罪」 後、「一部謝罪」(職員共謀)作る。(大生支第470号「不 非開示」件 大個審答申第57号)
15	平成26年度 諮問受理第230号	平成27年 1月30日 付け大総務第147 号	平成26年11月28日	総務局は、「ICD-10」(障害者 総合支援法・旧障害者自立支援法) 法律第123号の自立支援医療(精 神通院医療)否定する自立支援医療 (精神通院医療)主張する大総務監 第54号「通知書A関係」・大総務第 e - 3号「○○」記者会見する根拠 (相当の理由)	総務局総務課(総 務グループ)	平成26年12月 5 日 付け大総務第112 号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月16日 付け大総務第127 号 公開請求却下 決定	公開請求書に記載された内容が不明 確であったことから、平成26年12月 5 日付けで大阪市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づき補正を求めたところ、 同月 9 日付けで補正に応じない 旨の補正依頼に対する回答書の提出 があり、当該請求書の記載内容では 公開請求に係る公文書が特定できな いことから、同条第 1 項に規定され た請求要件を満たしていないと認め られるため	平成26年12月22日	情報公開制度は、事務事業の適否判断せず(答申第345号 - 第5 - 5)。 「平成26年度個人情報の適正な取扱いに関する研修」資料 上、大阪市の個人情報保護体制は、総活個人情報保護管理者 (総務局長)、と有る為、総務局責務示す。 大個審答申第57号 - 第5 大総務第 e - 240号「公却(特定 不可)」件 「補正依頼」の請求事項は、趣旨理解する能力欠く全りに も、個人情報否定激しい。 大政第249・329・330・400・401号「市民の声」H21～23年 度回答類からの抜粋した回答等の整合性欠く大総務第 e - 267号「開却(特定不可)、e - 64号「開却(特定不 可)」、e - 65・e - 107・e - 108号「開却(特定不可)」 件等々有。
16	平成26年度 諮問受理第274号	平成27年 3月 6 日 付け大総務行第51 号	平成26年11月 5 日	大総務行第10・30号「HP」件は、 25号「公却(不明)」件が、答申第 272号・答申第332号「大福祉第6290 号(不)・大福祉第1371・1951・ 2026号(不)」・「大生保生第574・ 604・624号(不)」等々の「不非公 開」件元でのHP決定事項分から ず、「大健こ第232号(公)」は、 HP上非公開マニュアル。HP上欠 くのをHP決定事項「不整合」「一 慣性」欠く為、前項とうりHP上の 欠如する適正示すもの再請求。	総務局行政課(文 書グループ)	平成26年11月13日 付け大総務行第26 号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年11月27日 付け大総務行第33 号 公開請求却下 決定	公開請求書に記載された内容が不明 確であったことから、平成26年11月 13日付けで大阪市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づき補正を求めたところ、 同月21日付けで補正に応じない 旨の補正依頼に対する回答書の提出 があり、当該請求書の記載内容では 公開請求に係る公文書が特定できな いことから、同条第 1 項に規定され た請求要件を満たしていないと認め られるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)。大情審答申第272号・332 号・345号等、答申第316号調査資料「大政第188・e - 358 号」公開実施有。 反則示す(大総務第 e - 255号) e - 108・e - 267号「合致 欠く」開却件有。 大総務第 e - 108号・e - 267号「開却」からも、保有個人情報 欠いた上で、合致欠く(福祉局見解)為、単なる越権かつ 共謀行為。 整合性欠く!
17	平成26年度 諮問受理第284号	平成27年 3月31日 付け大総務第185 号	平成26年11月 5 日	総務局総務課人事担当は、大総務第 e - 3(e - 26・e - 9)号「○○」 件の大個審答申第55・57・58号 「個人情報」答申の判断を行政不服 審査法見解従わず、「自立支援医 療」主張有るのを不当行為示し、H 25. 3 / 21「越権行為(記者会 見)」示すも、全く取り合わず拒否 行為する法律第32条の元に「答申」 従わず。以上から、職員懲戒処分の 指針から、「越権行為」免除求める 請求。	総務局総務課(総 務グループ)	平成26年11月14日 付け大総務第101 号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年11月28日 付け大総務第107 号 公開請求却下 決定	公開請求書に記載された内容が不明 確であったことから、平成26年11月 11日付け及び14日付けで大阪市情報 公開条例第 6 条第 2 項に基づき補正 を求めたところ、同月14日付け及び 21日付けで補正に応じない旨の補正 依頼に対する回答書の提出があり、 当該請求書の記載内容では公開請求 に係る公文書が特定できないことか ら、同条第 1 項に規定された請求要 件を満たしていないと認められるた め	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)。大情審答申第272号・332 号・345号等、答申第316号調査資料「大政第188・e - 358 号」公開実施有。 反則示す(大総務第 e - 255号) e - 108・e - 267号「合致 欠く」開却件有。 大総務第 e - 108号・e - 267号「開却」からも、保有個人情報 欠いた上で、合致欠く(福祉局見解)為、単なる越権かつ 共謀行為。 整合性欠く!

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
18	平成26年度 諮問受理第286号	平成27年 3月31日 付け大市民第1086号	平成27年 1月13日	大阪市は、医師資格欠く委員や精神保健福祉士資格欠く職員が、「市民の個人情報」を法令外論争続行中だが、大阪市人権尊重の社会づくり条例第1・第2条の関係上、「個人」争う職員容認するもの求める。	市民局総務課（総務グループ）	平成27年 1月21日 付け大市民第780号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年 2月 4日 付け大市民第818号 公開請求却下決定	公開請求書の「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明確なため、請求されている情報を特定することができないことから、平成27年 1月21日付け大市民第780号により補正依頼を行ったところ、同年 1月30日付け補正依頼に対する回答書により、補正に応じない旨の回答があったことから、公開請求されている情報を特定することができないため。	平成27年 2月19日	生活保護法第4条実施欠く、同法第25条2項交付欠いている異議申立人の「法令に基づく場合」の個人情報欠く為、市民局の偽証行為。（大市民第6014号「不」件） 尚、通院欠く不相当な理由は、違反行為を示す。（大市民第6121号の日本語トラブル） 市民の声No.1410-20063-001-01（H26． 9 / 30）法的根拠欠く回答。 大生支第470号「不非開示」件（H22． 2 / 17）否定するもの欠く市民局。（大市民第6127号「不」件） 障害者自立支援法否認する本件。 弁護士と職員の医師法違反事案（まとめ）（添付9点「不非開示」大生保生件）（医療は、医師資格者のみ判断する規定で、囑託医有）本件は、個人情報保護条例第7条違反示す。（答申第272号）
19	平成26年度 諮問受理第289号	平成27年 3月31日 付け大市民第1092号	平成26年11月21日	大市民第595号「公却（特定不可）」件・596号「公却（特定不可）」件は、大情審答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件、答申第354号「大生保生第902号」不件等の否認するもの「神経症」（自立支援医療）認定求める。又、省令「レセプト」否定出来るもの求める。	市民局総務課（総務グループ）	平成26年11月28日 付け大市民第638号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月16日 付け大市民第702号 公開請求却下決定	公開請求書の「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、請求されている情報を特定することができないことから、平成26年11月28日付け大市民第638号により補正依頼を行ったところ、同年12月 9日付け補正依頼に対する回答書の提出があったが、補正に応じない旨の回答があり、また、同回答書の「補正後（補正内容）」に記載されている内容からも公開請求されている情報を特定することができないため。	平成26年12月22日	大個審答申第56号「大市民第256号」、大個審答申第57号、等は、調整の元、共有化事案。（答申第294号第5 - 3(1)）答申第332号一括答申は、別表2・別表7の「神経症」が、I D C - 10上實際存在しない見解の行政処分する大福祉第1951号「不」件有。 答申第345号 - 第5、大生保生第902号「不」件有。 答申第332号「大健福第6515号」H20． 3 / 26○○CW「想像（○○）・思い込み（○○）発行」（H24． 1 / 27） 社援保発第0330001号I - 4(2) イ「法令を除く場合」決定事項（行政処分） 答申第294号 - 第5 - 3(1)H22． 5 / 20大健福第6054号（1098号）作成提出（○○）は、全面謝罪否認する水掛論を市民局○○課長と調整している為、案の定「水掛論」問題明白。尚、「○○」と「○○」合致せずの大市民啓第38号「開却（特定不可）」有。
20	平成26年度 諮問受理第290号	平成27年 3月31日 付け大市民第1094号	平成26年11月21日	大市民第594号「公却（特定不可）」件は、大生保生第16号「不非開示」件否認するもの。並びに、大生保生第1066号「不非開示」件否認するもの。 大生保生第16号「不非開示（大市民第6121号○○件一致欠く）」件	市民局総務課（総務グループ）	平成26年11月28日 付け大市民第639号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月16日 付け大市民第703号 公開請求却下決定	公開請求書の「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明確なため、請求されている情報を特定することができないことから、平成26年11月28日付け大市民第639号により補正依頼を行ったところ、同年12月 9日付け補正依頼に対する回答書の提出があったが、補正に応じない旨の回答があり、また、同回答書の「補正後（補正内容）」に記載されている内容からも公開請求されている情報を特定することができないため。	平成26年12月22日	大個審答申第56号「大市民第256号」、大個審答申第57号、等は、調整の元、共有化事案。（答申第294号第5 - 3(1)）答申第332号一括答申は、別表2・別表7の「神経症」が、I D C - 10上實際存在しない見解の行政処分する大福祉第1951号「不」件有。 答申第345号 - 第5、大生保生第902号「不」件有。 答申第332号「大健福第6515号」H20． 3 / 26○○CW「想像（○○）・思い込み（○○）発行」（H24． 1 / 27） 社援保発第0330001号I - 4(2) イ「法令を除く場合」決定事項（行政処分） 答申第294号 - 第5 - 3(1)H22． 5 / 20大健福第6054号（1098号）作成提出（○○）は、全面謝罪否認する水掛論を市民局○○課長と調整している為、案の定「水掛論」問題明白。尚、「○○」と「○○」合致せずの大市民啓第38号「開却（特定不可）」有。
21	平成27年度 諮問受理第6号	平成27年 5月22日 付け大総務第43号	平成27年 3月17日	総務局は、「面談等強要仮処分申立事件」の通知行い、又、情報提供する事態から、3 / 16（月）浪速区役所総務課○○課長・○○係長の「通常業務」限定する指示受けている説明が、「申立中」での市民サービス制限出来る法令求める。	総務局総務課（総務グループ）	平成27年 3月24日 付け大総務第180号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年 4月 3日 付け大総務第 9号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成27年 3月24日付けで大阪市情報公開条例第6条第2項に基づき補正を求めたところ、同月30日付けで補正に応じない旨の補正依頼に対する回答書の提出があり、当該請求書の記載内容では公開請求に係る公文書が特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年 4月13日	雇児総発第0823第1号（平成25年 8月23日）、厚生省文児第188号（昭和30年 9月30日）、子どもの権利条約（憲法第98条2項） 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律は、人権研修を日本政府が、国連10年国内行動計画（平成 9年 7月 9日）実行指導している為、「職員研修資料」欠いては、不法行為、或いは、「知識欠く」（大人事第19号「知識得る」公開資料の矛盾示す。
22	平成27年度 諮問受理第16号	平成27年 6月 9日 付け大総務第 e - 40号	平成26年11月 5日	H24． 12 / 17の110番通報「政策企画室広聴○○代理が、窓口対応拒否問題」総務課○○係長対応拒否（事前の電話対応有、約束被る）は、PM 4 : 00～○○係長・○○代理（情報公開制度等担当）のテーブル上「生野区を是とする法律は無い」○○主張。上記の事実関係記録求める。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年11月13日 付け大総務第 e - 247号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年11月27日 付け大総務第 e - 263号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年11月13日付けで大阪市情報公開条例第6条第2項に基づき補正を求めたところ、同月21日付けで補正に応じない旨の補正依頼に対する回答書の提出があり、当該請求書の記載内容では公開請求に係る公文書が特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）。大情審答申第272号・332号・345号等、答申第316号調査資料「大政第188・ e - 358号」公開実施有。 反則示す（大総務第 e - 255号）e - 108・ e - 267号「合致欠く」開却件有。 大総務第 e - 108号・ e - 267号「開却」からも、保有個人情報欠いた上で、合致欠く（福祉局見解）為、単なる越権かつ共謀行為。 整合性欠く！
23	平成27年度 諮問受理第17号	平成27年 6月 9日 付け大総務第 e - 41号	平成26年11月 5日	総務局は、大情審答申第272号・大個審答申第57に一向に従わず、大情審答申第332号「大健福第5580・6290号（不）件・大福祉第1371・1951・2026号（不）件・大生保生第574・604・624号（不）件は、大健福第6515号「公」（想像○○・思い込み○○の発行）」件を記者会見上公言無く、「自立支援医療」公言する法律及び条例違反の処分不当理由求める。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年11月13日 付け大総務第 e - 248号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年11月27日 付け大総務第 e - 264号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年11月13日付けで大阪市情報公開条例第6条第2項に基づき補正を求めたところ、同月21日付けで補正に応じない旨の補正依頼に対する回答書の提出があり、当該請求書の記載内容では公開請求に係る公文書が特定できないことから、同条第1項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）。大情審答申第272号・332号・345号等、答申第316号調査資料「大政第188・ e - 358号」公開実施有。 反則示す（大総務第 e - 255号）e - 108・ e - 267号「合致欠く」開却件有。 大総務第 e - 108号・ e - 267号「開却」からも、保有個人情報欠いた上で、合致欠く（福祉局見解）為、単なる越権かつ共謀行為。 整合性欠く！

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
24	平成27年度 諮問受理第18号	平成27年 6 月 9 日 付け大総務第 e - 42号	平成26年11月 5 日	請求分からず（職員）、相談分からず（○○弁護士）等の大情審答申第272号・大個審答申第57号否認する否定「分からず」続行中より、答申否認否定するもの求む。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年11月13日 付け大総務第 e - 249号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年11月27日 付け大総務第 e - 265号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年11月13日付けで大阪市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づき補正を求めたところ、同月21日付けで補正に応じない旨の補正依頼に対する回答書の提出があり、当該請求書の記載内容では公開請求に係る公文書が特定できないことから、同条第 1 項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）。大情審答申第272号・332号・345号等、答申第316号調査資料「大政第188・e - 358号」公開実施有。 反則示す（大総務第 e - 255号）e - 108・e - 267号「合致欠く」開却件有。 大総務第 e - 108号・e - 267号「開却」からも、保有個人情報欠いた上で、合致欠く（福祉局見解）為、単なる越権かつ共謀行為。 整合性欠く！
25	平成27年度 諮問受理第19号	平成27年 6 月 9 日 付け大総務第 e - 43号	平成26年11月14日	大総務第 e - 240号「公開却下（引き継ぎ資料特定不可）」件は、大情審答申第332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1951号」不件、答申第345号「大生保生第902号」不件、大個審答申第57（55・56・57・58・60・62号）号等を否定・否認するもの。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年11月25日 付け大総務第 e - 256号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月 1 日 付け大総務第 e - 286号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年11月25日付けで大阪市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づき補正を求めたところ、同月28日付けで補正に応じない旨の補正依頼に対する回答書の提出があり、当該請求書の記載内容では公開請求に係る公文書が特定できないことから、同条第 1 項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）。大情審答申第272号・332号・345号等、答申第316号調査資料「大政第188・e - 358号」公開実施有。 反則示す（大総務第 e - 255号）e - 108・e - 267号「合致欠く」開却件有。 大総務第 e - 108号・e - 267号「開却」からも、保有個人情報欠いた上で、合致欠く（福祉局見解）為、単なる越権かつ共謀行為。 整合性欠く！
26	平成27年度 諮問受理第20号	平成27年 6 月 9 日 付け大総務第 e - 44号	平成26年11月14日	総務局は、H26年10月23日「公開請求書」（1715）とうり、請求する。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年11月25日 付け大総務第 e - 257号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月 1 日 付け大総務第 e - 287号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年11月25日付けで大阪市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づき補正を求めたところ、同月28日付けで補正に応じない旨の補正依頼に対する回答書の提出があり、当該請求書の記載内容では公開請求に係る公文書が特定できないことから、同条第 1 項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）。大情審答申第272号・332号・345号等、答申第316号調査資料「大政第188・e - 358号」公開実施有。 反則示す（大総務第 e - 255号）e - 108・e - 267号「合致欠く」開却件有。 大総務第 e - 108号・e - 267号「開却」からも、保有個人情報欠いた上で、合致欠く（福祉局見解）為、単なる越権かつ共謀行為。 整合性欠く！
27	平成27年度 諮問受理第21号	平成27年 6 月 9 日 付け大総務第 e - 45号	平成26年11月14日	H25. 3 / 21の記者会見「権利の濫用」情報公開 G は、民法適用主張の為、民法が、この間「決定事項」欠く故に、「権利の濫用」理由欠き、民法上「権利の濫用」求める。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年11月25日 付け大総務第 e - 258号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月 1 日 付け大総務第 e - 288号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年11月25日付けで大阪市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づき補正を求めたところ、同月28日付けで補正に応じない旨の補正依頼に対する回答書の提出があり、当該請求書の記載内容では公開請求に係る公文書が特定できないことから、同条第 1 項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）。大情審答申第272号・332号・345号等、答申第316号調査資料「大政第188・e - 358号」公開実施有。 反則示す（大総務第 e - 255号）e - 108・e - 267号「合致欠く」開却件有。 大総務第 e - 108号・e - 267号「開却」からも、保有個人情報欠いた上で、合致欠く（福祉局見解）為、単なる越権かつ共謀行為。 整合性欠く！
28	平成27年度 諮問受理第24号	平成27年 6 月 9 日 付け大総務第 e - 48号	平成26年11月21日	大情審答申第332号配布せず、別紙作成する大総務第 e - 3号「○○」件の必要性知るもの求める。（答申上記録の一語一句引き継ぐ追従欠く）	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年11月27日 付け大総務第 e - 266号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月16日 付け大総務第 e - 296号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年11月27日付けで大阪市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づき補正を求めたところ、同年12月 9 日付けで補正に応じない旨の補正依頼に対する回答書の提出があり、当該請求書の記載内容では公開請求に係る公文書が特定できないことから、同条第 1 項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成26年12月22日	情報公開制度は、事務事業の適否判断せず（答申第345号 - 第5 - 5）。 「平成26年度個人情報の適正な取扱いに関する研修」資料上、大阪市の個人情報保護体制は、総活個人情報保護管理者（総務局長）、と有る為、総務局責務示す。 大個審答申第57号 - 第5 大総務第 e - 240号「公却（特定不可）」件 「補正依頼」の請求事項は、趣旨理解する能力欠く全りにも、個人情報否定激しい。 大政第249・329・330・400・401号「市民の声」H21～23年度回答類からの抜粋した回答等の整合性欠く大総務第 e - 267号「開却（特定不可）、e - 64号「開却（特定不可）」、e - 65・e - 107・e - 108号「開却（特定不可）」件等々有。
29	平成27年度 諮問受理第25号	平成27年 6 月 9 日 付け大総務第 e - 59号	平成26年12月 9 日	裁量権の的確分かるもの求める。 「諮」件まとめる H24年度作成 総務局「大総務第 e - 3号」（○○まとめ）件の裁量権（地公法第29条「道義的責任」）	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年12月17日 付け大総務第 e - 297号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月26日 付け大総務第 e - 302号 公開請求却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年12月17日付けで大阪市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づき補正を求めたところ、同月22日付けで補正に応じない旨の補正依頼に対する回答書の提出があり、当該請求書の記載内容では公開請求に係る公文書が特定できないことから、同条第 1 項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年 1 月13日	障害者自立支援法違反する生活保護法第 4 条違反。 大政第188号「答申第316号調査資料。 又、大阪市所定様式「他法活用検討依頼通知」（大情審答申第272号調査資料別表 2 ）否定や大生支第470号「不非開示」件（大健福第1918号「公」件見解）否認。 「不」件や「不非開示件」件の整合性欠く。 市民の声回答類 大情審答申第272号・332号・345号・大個審答申第55・56・57・58・60・62号、以上の左記「不」件相反する大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認理由（医師法第20条免除は、大健こ第258・311号・145号「不」件相反する、又、社援第（3239）・1533・2458号「不」件・こ健第1366・1366 - 3・1825・2076・2138号「不」件相反する。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
30	平成27年度 諮問受理第26号	平成27年 6 月 9 日 付け大総務第 e - 60号	平成26年12月 9 日	大総務第 e - 255号「大阪市専務専決規程（達第 3 号）」第 3 条（24）法令は、障害者自立支援法免除されるもの求める。大政第188号「答申第316号調査資料」有。	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年12月17日 付け大総務第 e - 298号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月26日 付け大総務第 e - 304号 公開請求 却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年12月17日付けで大阪市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づき補正を求めたところ、同月22日付けで補正に応じない旨の補正依頼に対する回答書の提出があり、当該請求書の記載内容では公開請求に係る公文書が特定できないことから、同条第 1 項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年 1 月13日	障害者自立支援法違反する生活保護法第 4 条違反。大政第188号「答申第316号調査資料。又、大阪市所定様式「他法活用検討依頼通知」（大情審答申第272号調査資料別表 2 ）否定や大生支第470号「不非開示」件（大健福第1918号「公」件見解）否認。「不」件や「不非開示件」件の整合性欠く。市民の声回答類 大情審答申第272号・332号・345号・大個審答申第55・56・57・58・60・62号、以上の左記「不」件相反する大個審答申第69号「大生保生第399号」不承認理由（医師法第20条免除は、大健こ第258・311号・145号「不」件相反する、又、社援第（3239）・1533・2458号「不」件・こ健第1366・1366・3・1825・2076・2138号「不」件相反する。
31	平成27年度 諮問受理第27号	平成27年 6 月 9 日 付け大総務第 e - 63号	平成26年12月22日	請求趣旨否定する一語一句合致する請求回答求める補正依頼が、保有合致する請求規定求める。（条例）保有と合致（一語一句）求める補正依頼続行中	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年12月26日 付け大総務第 e - 306号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年 1 月15日 付け大総務第 e - 323号 公開請求 却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年12月26日付けで大阪市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づき補正を求めたところ、平成27年 1 月 5 日付けで補正に応じない旨の補正依頼に対する回答書の提出があり、当該請求書の記載内容では公開請求に係る公文書が特定できないことから、同条第 1 項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年 1 月30日	公文書管理条例違反。地法公務員法第28・29・35条反す。「倫理規範」 大市民第6124号「公開」資料類の諮問中から、職員基本条例等研修資料要す。 人権教育及び人権尊重に関する法律（法律第145号） 世界人権宣言 交付した市民の声No.1410-20071-001-01（H26．11／21）○ ○回答分からずとは有り得ず。 同請求方式「大市民啓第177号」開示件有。職員研修・相談員研修は、資料非公開から、補正依頼不可より、「趣旨」反す回答求める違反。 又、人権じゅう倫示す事案本件類
32	平成27年度 諮問受理第28号	平成27年 6 月 9 日 付け大総務第 e - 64号	平成26年12月22日	大福祉第3281号「市民の声回答 6 点（○○）」件、大政第 e - 43号「市民の声回答12点（○○）」件、大政第 e - 50号「市民の声回答 1 点（○○）」件、等々の市民の声回答は、「主治医の病状照会」不要見解（生野区女性）示すものであり、「権利の濫用」不法行為。以上から、例年回答する「市民の声」が、全く否定される情報公開 G 「記者会見」（H25．3／21）を地公法第33条違反否認するもの求める！	総務局行政課（情報公開グループ）	平成26年12月26日 付け大総務第 e - 307号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年 1 月15日 付け大総務第 e - 324号 公開請求 却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成26年12月26日付けで大阪市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づき補正を求めたところ、平成27年 1 月 5 日付けで補正に応じない旨の補正依頼に対する回答書の提出があり、当該請求書の記載内容では公開請求に係る公文書が特定できないことから、同条第 1 項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年 1 月30日	公文書管理条例違反。地法公務員法第28・29・35条反す。「倫理規範」 大市民第6124号「公開」資料類の諮問中から、職員基本条例等研修資料要す。 人権教育及び人権尊重に関する法律（法律第145号） 世界人権宣言 交付した市民の声No.1410-20071-001-01（H26．11／21）○ ○回答分からずとは有り得ず。 同請求方式「大市民啓第177号」開示件有。職員研修・相談員研修は、資料非公開から、補正依頼不可より、「趣旨」反す回答求める違反。 又、人権じゅう倫示す事案本件類
33	平成27年度 諮問受理第29号	平成27年 6 月 9 日 付け大総務第 e - 67号	平成27年 3 月 6 日	平成26年度個人情報の適正な取扱いに関する研修の「重要管理ポイントの設定について」は、開示請求する補正依頼の保有特定出来ず却下決定する総務局・市民局・生野区役所・人事室が、「適正」示すもの求める。（情報公開 G ）	総務局行政課（情報公開グループ）	平成27年 3 月12日 付け大総務第 e - 346号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年 3 月24日 付け大総務第 e - 350号 公開請求 却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成27年 3 月12日付けで大阪市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づき補正を求めたところ、同月17日付けで補正に応じない旨の補正依頼に対する回答書の提出があり、当該請求書の記載内容では公開請求に係る公文書が特定できないことから、同条第 1 項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年 3 月30日	市民の声No.1101-11366-001-01（人事室人事課：○○○○）回答「情報の共有させていただいております」他にも、「市民の声No.1101-10667-001-01（福祉局保護課：○○）回答」供覧有（大政第249号抜粋の e - 43号） 面接強要等禁止仮処分命令申立事件の論旨 「苦情」批判する総務局・人事室の申立事件根拠の事実関係的確示すもの決定可能。 職員研修資料（H26年度）局・室分の内訳からも、個人情報総括管理（局）・サービスの原則（室）有。「不知」や「無知」は、不的確及び不適切示す。 供覧の例年「市民の声回答」から認知（熟知）
34	平成27年度 諮問受理第60号	平成27年10月 7 日 付け大人事人第 219号	平成27年 7 月22日	大阪市の職員懲戒処分の指針は、各部署・各部署の人事担当の調査資料の検証する規定示すもの。（疎明資料） 人事室：○○職員、市民局：○○職員、福祉局：○○職員、生野区：○○職員、等の調査資料の諮問事案の取り扱い分かるもの。	人事室人事課（人事グループ）	平成27年 7 月30日 付け大人事人第 146号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年 8 月13日 付け大人事人第 169号 公開請求 却下決定	公開請求書に記載された内容が不明確であったことから、平成27年 7 月30日付けで大阪市情報公開条例第 6 条第 2 項に基づき補正を求めたところ、同年 8 月11日付けで補正に応じない旨の補正依頼に対する回答書の提出があり、当該請求書の記載内容では公開請求に係る公文書が特定できないことから、同条第 1 項に規定された請求要件を満たしていないと認められるため	平成27年 9 月24日	乙第 1 号証から乙第201号証及び、債務者（異議申立人）の答弁書、第 2 回主張書面から第16回主張書面、特に、大阪市の公文書類は重要点示す。 未使用「医療券」は、持病当たらず。医療可否意見書の矛盾示す。 甲第 1 号証から甲第26号証、個人情報の言及部分。 医療法第 6 条11の第 1 項参照。地法公務員法逐上解説（文献）第29条「道義的責任」示す。
35	平成27年度 諮問受理第63号	平成27年10月 9 日 付け大市民啓第61号	平成26年11月 5 日	市民局は、大市民第6014・6127号「不非公開」件（答申第332号）の元、市民の声No.1410-20063-001-01（H26．9／30）○○回答「弁護士の見解をまとめたものであり、法的根拠に基づいて作したものではないと聞いております。」が大市民啓第 4 号「不非開示（一致する点欠く）」件での大市民第6121号。上記以上から、「客観的な内容」が「不相当の理由（大市民第6121号）」の整合性分かるもの求める。	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年11月13日 付け大市民啓第 122号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年11月26日 付け大市民啓第 156号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年11月13日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年11月21日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）→生活保護法第 4 条違反。（答申第316号調査資料→大政第188・e - 358号） （重度かつ継続する高額治療者規定する「ICD - 10」認定基準） ○○弁護士「不相当の対応」見解（市民の声No.1101-12417-001-01・1101-12452-001-01○○回答） ○○職員は、「自立支援医療」取り扱い（H20．3）欠く承知の元で作成する共謀行為。→H22．2／19「全面謝罪」否定する○○まとめ（大市民第6121号）○○弁護士「大市民第6167号」（回答以上欠く）からも明白。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
36	平成27年度 諮問受理第64号	平成27年10月 9 日 付け大市民啓第62号	平成26年11月 5 日	市民局は、人権啓発センター。○係長「何を言っているか分からない！」電話切り3回(10/23 18:19、18:20、18:27)、対面時「理由」拒否する、(19~30分ダンマリ切り2回)説明ダンマリ!!(録音有) ○課長アボ無し呼び出し「業務の支障」主張(by 啓発センター対応の事態)以上の市民局対応理由分かるもの求める!	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年11月13日 付け大市民啓第123号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年11月26日 付け大市民啓第157号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年11月13日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年11月21日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)→生活保護法第4条違反。 (答申第316号調査資料→大政第188・e - 358号) (重度かつ継続する高額治療者規定する「 I C D - 10」認定基準) ○ 弁護士「不相当の対応」見解(市民の声No.1101-12417-001-01・1101-12452-001-01○ 回答) ○ 職員は、「自立支援医療」取り扱い(H20 . 3) 欠く承知の元で作成する共謀行為。→ H22 . 2 / 19「全面謝罪」否定する○まとめ(大市民第6121号) ○ 弁護士「大市民第6167号」(回答以上欠く)からも明白。
37	平成27年度 諮問受理第65号	平成27年10月 9 日 付け大市民啓第63号	平成26年11月 5 日	市民局は、市民の声No.0901-10154-001-01(○ 回答)「地法公務員法第35条には、職務に専念する義務が明記され、さらに「大阪市職員行動宣言」にありますように、職員は市民の信託に応える市政を実現するために法令の遵守は言うに及ばず、社会の要請に柔軟に反応して誠実かつ公正な活動を行うことが必要であり市民に対してはていねいな対応が求められています。」続けて、「できるだけ早期に結論出すのが望ましいと考えております」回答(H21年)しかし、長期年数要しておる理由求める請求。	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年11月13日 付け大市民啓第124号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年11月26日 付け大市民啓第159号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年11月13日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年11月21日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)→生活保護法第4条違反。 (答申第316号調査資料→大政第188・e - 358号) (重度かつ継続する高額治療者規定する「 I C D - 10」認定基準) ○ 弁護士「不相当の対応」見解(市民の声No.1101-12417-001-01・1101-12452-001-01○ 回答) ○ 職員は、「自立支援医療」取り扱い(H20 . 3) 欠く承知の元で作成する共謀行為。→ H22 . 2 / 19「全面謝罪」否定する○まとめ(大市民第6121号) ○ 弁護士「大市民第6167号」(回答以上欠く)からも明白。
38	平成27年度 諮問受理第66号	平成27年10月23日 付け大市民啓第72号	平成26年11月14日	6・7押印件の大市民啓第119号「公却(特定不可)」件は、I C Dコード除外する大福祉第1951号「不」件(答申第332号)否定出来るもの求める。	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年11月26日 付け大市民啓第148号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月 1 日 付け大市民啓第159号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年11月26日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年11月28日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)→生活保護法第4条違反。 (答申第316号調査資料→大政第188・e - 358号) (重度かつ継続する高額治療者規定する「 I C D - 10」認定基準) ○ 弁護士「不相当の対応」見解(市民の声No.1101-12417-001-01・1101-12452-001-01○ 回答) ○ 職員は、「自立支援医療」取り扱い(H20 . 3) 欠く承知の元で作成する共謀行為。→ H22 . 2 / 19「全面謝罪」否定する○まとめ(大市民第6121号) ○ 弁護士「大市民第6167号」(回答以上欠く)からも明白。
39	平成27年度 諮問受理第67号	平成27年10月23日 付け大市民啓第73号	平成26年11月14日	答申事案否定の市民局は、自立支援医療の取り扱い無い市民「生野区女性」を自立支援医療主張(不相当主張)する○職員が、市民サービス最善の利益示すもの求める。	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年11月26日 付け大市民啓第149号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月 1 日 付け大市民啓第160号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年11月26日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年11月28日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)→生活保護法第4条違反。 (答申第316号調査資料→大政第188・e - 358号) (重度かつ継続する高額治療者規定する「 I C D - 10」認定基準) ○ 弁護士「不相当の対応」見解(市民の声No.1101-12417-001-01・1101-12452-001-01○ 回答) ○ 職員は、「自立支援医療」取り扱い(H20 . 3) 欠く承知の元で作成する共謀行為。→ H22 . 2 / 19「全面謝罪」否定する○まとめ(大市民第6121号) ○ 弁護士「大市民第6167号」(回答以上欠く)からも明白。
40	平成27年度 諮問受理第68号	平成27年10月23日 付け大市民啓第74号	平成26年11月14日	答申事案否定する = 大市民第6121号「不相当(当てはまらない)」自立支援医療主張する為、「不相当」不法行為に成らない理由求める。	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年11月26日 付け大市民啓第150号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月 1 日 付け大市民啓第161号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年11月26日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年11月28日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反(当時)→生活保護法第4条違反。 (答申第316号調査資料→大政第188・e - 358号) (重度かつ継続する高額治療者規定する「 I C D - 10」認定基準) ○ 弁護士「不相当の対応」見解(市民の声No.1101-12417-001-01・1101-12452-001-01○ 回答) ○ 職員は、「自立支援医療」取り扱い(H20 . 3) 欠く承知の元で作成する共謀行為。→ H22 . 2 / 19「全面謝罪」否定する○まとめ(大市民第6121号) ○ 弁護士「大市民第6167号」(回答以上欠く)からも明白。
41	平成27年度 諮問受理第69号	平成27年10月23日 付け大市民啓第75号	平成26年11月14日	市民局の相談事業(人権啓発・相談センター)の相談員研修資料 例年分	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年11月26日 付け大市民啓第151号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月 1 日 付け大市民啓第162号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年11月26日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年11月28日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成27年 1 月30日	公文書管理条例違反。地法公務員法第28・29・35条反す。 「倫理規範」 大市民第6124号「公開」資料類の諮問中から、職員基本条例等研修資料要す。 人権教育及び人権尊重に関する法律(法律第145号) 世界人権宣言 交付した市民の声No.1410-20071-001-01(H26 . 11 / 21) ○ 回答分からずとは有り得ず。 同請求方式「大市民啓第177号」開示件有。職員研修・相談員研修は、資料非公開から、補正依頼不可より、「趣旨」反す回答求める違反。 又、人権じゅう倫示す事案本件類

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
42	平成27年度 諮問受理第70号	平成27年10月23日 付け大市民啓第76号	平成26年11月14日	「レセプト」神経症の大市民啓第120号「公却（特定不可）」件は、大市民啓第3・78号「不非開示」件誤りかの補正依頼するが、大福祉第1951号「不（ＩＣＤコード「神経症」欠く）」件否定するもの求める。	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年11月26日 付け大市民啓第152号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月1日 付け大市民啓第163号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年11月26日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年11月28日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）→生活保護法第4条違反。 （答申第316号調査資料→大政第188・e - 358号） （重度かつ継続する高額治療者規定する「ＩＣＤ - 10」認定基準） 〇〇弁護士「不相当の対応」見解（市民の声No.1101-12417-001-01・1101-12452-001-01〇〇回答） 〇〇職員は、「自立支援医療」取り扱い（H20.3）欠く承知の元で作成する共謀行為。→H22.2/19「全面謝罪」否定する〇〇まとめ（大市民第6121号） 〇〇弁護士「大市民第6167号」（回答以上欠く）からも明白。
43	平成27年度 諮問受理第71号	平成27年10月23日 付け大市民啓第77号	平成26年11月14日	「レセプト」神経症の大市民啓第121号「公却（特定不可）」件は、求められての法的根拠まとめ回答する市民の声No.1410-20057-001-01の大福祉第1951号「不（ＩＣＤコード「神経症」欠く）」件（答申第332号）否認だが、「不」否定するもの求める。	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年11月26日 付け大市民啓第153号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月1日 付け大市民啓第164号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年11月26日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年11月28日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）→生活保護法第4条違反。 （答申第316号調査資料→大政第188・e - 358号） （重度かつ継続する高額治療者規定する「ＩＣＤ - 10」認定基準） 〇〇弁護士「不相当の対応」見解（市民の声No.1101-12417-001-01・1101-12452-001-01〇〇回答） 〇〇職員は、「自立支援医療」取り扱い（H20.3）欠く承知の元で作成する共謀行為。→H22.2/19「全面謝罪」否定する〇〇まとめ（大市民第6121号） 〇〇弁護士「大市民第6167号」（回答以上欠く）からも明白。
44	平成27年度 諮問受理第72号	平成27年10月23日 付け大市民啓第78号	平成26年11月14日	大市民啓第113号・114号・115号・116号・117号・118号（大個審答申第57号否定）「補正依頼」大市民第539号・540号・541号「補正依頼」等々は、大福祉第1951号「ＩＣＤ - 10コードは神経症無い」不件否認する大情審答申第332号争う市民局の「神経症」が、精神障害者認めるもの。	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年11月26日 付け大市民啓第154号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月1日 付け大市民啓第165号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年11月26日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年11月28日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）→生活保護法第4条違反。 （答申第316号調査資料→大政第188・e - 358号） （重度かつ継続する高額治療者規定する「ＩＣＤ - 10」認定基準） 〇〇弁護士「不相当の対応」見解（市民の声No.1101-12417-001-01・1101-12452-001-01〇〇回答） 〇〇職員は、「自立支援医療」取り扱い（H20.3）欠く承知の元で作成する共謀行為。→H22.2/19「全面謝罪」否定する〇〇まとめ（大市民第6121号） 〇〇弁護士「大市民第6167号」（回答以上欠く）からも明白。
45	平成27年度 諮問受理第73号	平成27年10月23日 付け大市民啓第79号	平成26年11月14日	市民局は、「実際に存在しない」不件の弁護士判断（回答）や「実際に存在しない」のを職員まとめるのが、個人情報と成る法律論理求める。	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年11月26日 付け大市民啓第155号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月1日 付け大市民啓第166号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年11月26日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年11月28日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成26年12月22日	障害者自立支援法違反（当時）→生活保護法第4条違反。 （答申第316号調査資料→大政第188・e - 358号） （重度かつ継続する高額治療者規定する「ＩＣＤ - 10」認定基準） 〇〇弁護士「不相当の対応」見解（市民の声No.1101-12417-001-01・1101-12452-001-01〇〇回答） 〇〇職員は、「自立支援医療」取り扱い（H20.3）欠く承知の元で作成する共謀行為。→H22.2/19「全面謝罪」否定する〇〇まとめ（大市民第6121号） 〇〇弁護士「大市民第6167号」（回答以上欠く）からも明白。
46	平成27年度 諮問受理第74号	平成27年10月23日 付け大市民啓第80号	平成26年11月21日	市民局は、大情審答申第332号「大福祉第1951号」不件・「大健福第6290号」不件否認する大市民啓第129号公却（特定不可）は、ＩＣＤ - 10（自立支援医療の規定 = 法律第123号 = 法律第144号 4 条他法優先規定）否定出来るもの求める。	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年12月1日 付け大市民啓第173号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月15日 付け大市民啓第185号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年12月1日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年12月9日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成26年12月22日	大個審答申第56号「大市民第256号」、大個審答申第57号、等は、調整の元、共有化事案。（答申第294号第5 - 3(1)）答申第332号一括答申は、別表2・別表7の「神経症」が、ＩＤＣ - 10上実際存在しない見解の行政処分する大福祉第1951号「不」件有。 答申第345号 - 第5、大生保生第902号「不」件有。 答申第332号「大健福第6515号」H20.3/26〇〇CW「想像（〇〇）・思い込み（〇〇）発行」（H24.1/27）社援保発第0330001号I - 4(2) イ「法令を除く場合」決定事項（行政処分） 答申第294号 - 第5 - 3(1)H22.5/20大健福第6054号（1098号）作成提出（〇〇）は、全面謝罪否認する水掛論を市民局〇〇課長と調整している為、案の定「水掛論」問題明白。尚、「〇〇」と「〇〇」合致せずの大市民啓第38号「開却（特定不可）」有。
47	平成27年度 諮問受理第75号	平成27年10月23日 付け大市民啓第81号	平成26年11月21日	大市民啓第130号「説明資料」否認する裁量権分かるもの、又は、裁量権の理由求める。	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年12月1日 付け大市民啓第174号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月15日 付け大市民啓第186号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年12月1日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年12月9日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成26年12月22日	大個審答申第56号「大市民第256号」、大個審答申第57号、等は、調整の元、共有化事案。（答申第294号第5 - 3(1)）答申第332号一括答申は、別表2・別表7の「神経症」が、ＩＤＣ - 10上実際存在しない見解の行政処分する大福祉第1951号「不」件有。 答申第345号 - 第5、大生保生第902号「不」件有。 答申第332号「大健福第6515号」H20.3/26〇〇CW「想像（〇〇）・思い込み（〇〇）発行」（H24.1/27）社援保発第0330001号I - 4(2) イ「法令を除く場合」決定事項（行政処分） 答申第294号 - 第5 - 3(1)H22.5/20大健福第6054号（1098号）作成提出（〇〇）は、全面謝罪否認する水掛論を市民局〇〇課長と調整している為、案の定「水掛論」問題明白。尚、「〇〇」と「〇〇」合致せずの大市民啓第38号「開却（特定不可）」有。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
48	平成27年度 諮問受理第76号	平成27年10月23日 付け大市民啓第82号	平成26年11月21日	市民局の「精神医療」考え方等々知るもの、分かるもの求める。	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年12月1日 付け大市民啓第175号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月15日 付け大市民啓第187号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年12月1日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年12月9日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成26年12月22日	大個審答申第56号「大市民第256号」、大個審答申第57号、等は、調整の元、共有化事案。（答申第294号第5 - 3(1)）答申第332号一括答申は、別表2・別表7の「神経症」が、I D C - 10上実際存在しない見解の行政処分する大福祉第1951号「不」件有。 答申第345号 - 第5、大生保生第902号「不」件有。 答申第332号「大健福第6515号」H20 . 3 / 26〇〇CW「想像(〇〇)・思い込み(〇〇)発行」(H24 . 1 / 27) 社援保発第0330001号I - 4(2) イ「法令を除く場合」決定事項(行政処分) 答申第294号 - 第5 - 3(1)H22 . 5 / 20大健福第6054号(1098号)作成提出(〇〇)は、全面謝罪否認する水掛論を市民局〇〇課長と調整している為、案の定「水掛論」問題明白。尚、「〇〇」と「〇〇」合致せずの大市民啓第38号「開却(特定不可)」有。
49	平成27年度 諮問受理第77号	平成27年10月23日 付け大市民啓第83号	平成26年11月21日	答申第332号は、請求者不在の一方的説明上「不存在明白」「弁護士の回答に納得せず」から、不存在(実際に存在しない)を弁護士が見解示すもの理解出来ず、「法律上明白欠く元での見解」相当求める。	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年12月1日 付け大市民啓第176号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月15日 付け大市民啓第188号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年12月1日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年12月9日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成26年12月22日	大個審答申第56号「大市民第256号」、大個審答申第57号、等は、調整の元、共有化事案。（答申第294号第5 - 3(1)）答申第332号一括答申は、別表2・別表7の「神経症」が、I D C - 10上実際存在しない見解の行政処分する大福祉第1951号「不」件有。 答申第345号 - 第5、大生保生第902号「不」件有。 答申第332号「大健福第6515号」H20 . 3 / 26〇〇CW「想像(〇〇)・思い込み(〇〇)発行」(H24 . 1 / 27) 社援保発第0330001号I - 4(2) イ「法令を除く場合」決定事項(行政処分) 答申第294号 - 第5 - 3(1)H22 . 5 / 20大健福第6054号(1098号)作成提出(〇〇)は、全面謝罪否認する水掛論を市民局〇〇課長と調整している為、案の定「水掛論」問題明白。尚、「〇〇」と「〇〇」合致せずの大市民啓第38号「開却(特定不可)」有。
50	平成27年度 諮問受理第78号	平成27年10月23日 付け大市民啓第84号	平成26年11月28日	市民局は、「I C D - 10」(障害者総合支援法・旧障害者自立支援法)法律第123号の自立支援医療(精神通院医療)否定する自立支援医療(精神通院医療)主張(大市民第6121号「〇〇まとめ」)する根拠求める(答申否認する市民局相当理由)	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年12月11日 付け大市民啓第183号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年12月24日 付け大市民啓第198号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年12月11日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年12月22日付けで補正に応じないとの回答があったことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成27年 1 月13日	大情審答申第272号・332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1317号」不件・「大福祉第1951号」不件・「大生保生第604・624・574号」不件、答申第345号「大生保生第902号」不件、等の神経症は、実際存在しないとうり、障害者自立支援法(I C D - 10)除外示したもの。 通院欠く、他法他施策の活用するもの欠くレセプト判定「大個審答申第57号」大福祉第3281号「市民の声回答6点」見解・大政第e - 43号「市民の声回答12点」見解は、通院欠く為、自立支援医療の可能性無く、「診療状況について」の(回答)使用しているわけではない記載有り、大生保生第449号「不非開示(大福祉第3281号「6点」見解争わず)」件有。 大生保生第802・803・937・938・939・940・941号「不非開示」件(I C D - 10F 40 ~ 45・48号見解)
51	平成27年度 諮問受理第79号	平成27年10月23日 付け大市民啓第85号	平成26年12月9日	裁量権の的確分かるもの求める。市民局「大市民第6121号」(〇〇まとめ)件の裁量権(地公法第29条「道義的責任」)	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年12月19日 付け大市民啓第194号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年 1 月9日 付け大市民啓第210号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年12月19日付けで補正依頼を行ったところ、平成27年 1 月5日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成27年 1 月13日	大情審答申第272号・332号「大健福第6290号」不件・「大福祉第1317号」不件・「大福祉第1951号」不件・「大生保生第604・624・574号」不件、答申第345号「大生保生第902号」不件、等の神経症は、実際存在しないとうり、障害者自立支援法(I C D - 10)除外示したもの。 通院欠く、他法他施策の活用するもの欠くレセプト判定「大個審答申第57号」大福祉第3281号「市民の声回答6点」見解・大政第e - 43号「市民の声回答12点」見解は、通院欠く為、自立支援医療の可能性無く、「診療状況について」の(回答)使用しているわけではない記載有り、大生保生第449号「不非開示(大福祉第3281号「6点」見解争わず)」件有。 大生保生第802・803・937・938・939・940・941号「不非開示」件(I C D - 10F 40 ~ 45・48号見解)
52	平成27年度 諮問受理第80号	平成27年10月23日 付け大市民啓第86号	平成26年12月22日	職員の「ロールプレイ研修」求める。	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年12月26日 付け大市民啓第199号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年 1 月21日 付け大市民啓第249号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年12月26日付けで補正依頼を行ったところ、平成27年 1 月13日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成27年 1 月30日	公文書管理条例違反。地法公務員法第28・29・35条反す。 「倫理規範」大市民第6124号「公開」資料類の諮問中から、職員基本条例等研修資料要す。 人権教育及び人権尊重に関する法律(法律第145号) 世界人権宣言 交付した市民の声No.1410-20071-001-01(H26 . 11 / 21) 〇〇回答分ならずとは有り得ず。 同請求方式「大市民啓第177号」開示件有。職員研修・相談員研修は、資料非公開から、補正依頼不可より、「趣旨」反す回答求める違反。 又、人権じゅう倫示す事案本件類

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
53	平成27年度 諮問受理第81号	平成27年10月23日 付け大市民啓第87号	平成26年12月22日	人権啓発・相談センター事業内、相談員（一般社団法人大阪人権ネットワーク。代表理事）の大阪市関与する研修資料	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年12月26日 付け大市民啓第200号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年 1 月21日 付け大市民啓第250号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年12月26日付けで補正依頼を行ったところ、平成27年 1 月13日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成27年 1 月30日	公文書管理条例違反。地法公務員法第28・29・35条反す。 「倫理規範」 大市民第6124号「公開」資料類の諮問中から、職員基本条例等研修資料要す。 人権教育及び人権尊重に関する法律（法律第145号） 世界人権宣言 交付した市民の声No.1410-20071-001-01（H26．11／21）。 ○回答分からずとは有り得ず。 同請求方式「大市民啓第177号」開示件有。職員研修・相談員研修は、資料非公開から、補正依頼不可より、「趣旨」反す回答求める違反。 又、人権じゅう倫示す事案本件類
54	平成27年度 諮問受理第82号	平成27年10月23日 付け大市民啓第88号	平成26年12月22日	人権啓発・相談センター。係長の担当する「市民の方、企業に事する人権啓発に関する事、人権相談」の資料全部求める。	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年12月26日 付け大市民啓第201号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年 1 月21日 付け大市民啓第251号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年12月26日付けで補正依頼を行ったところ、平成27年 1 月13日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成27年 1 月30日	公文書管理条例違反。地法公務員法第28・29・35条反す。 「倫理規範」 大市民第6124号「公開」資料類の諮問中から、職員基本条例等研修資料要す。 人権教育及び人権尊重に関する法律（法律第145号） 世界人権宣言 交付した市民の声No.1410-20071-001-01（H26．11／21）。 ○回答分からずとは有り得ず。 同請求方式「大市民啓第177号」開示件有。職員研修・相談員研修は、資料非公開から、補正依頼不可より、「趣旨」反す回答求める違反。 又、人権じゅう倫示す事案本件類
55	平成27年度 諮問受理第83号	平成27年10月23日 付け大市民啓第89号	平成26年12月22日	大阪市人権啓発推審協議会の資料全部 大阪市企業人権推進協議会の資料全部 （人権啓発・相談センター担当）	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年12月26日 付け大市民啓第202号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年 1 月21日 付け大市民啓第252号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年12月26日付けで補正依頼を行ったところ、平成27年 1 月13日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成27年 1 月30日	公文書管理条例違反。地法公務員法第28・29・35条反す。 「倫理規範」 大市民第6124号「公開」資料類の諮問中から、職員基本条例等研修資料要す。 人権教育及び人権尊重に関する法律（法律第145号） 世界人権宣言 交付した市民の声No.1410-20071-001-01（H26．11／21）。 ○回答分からずとは有り得ず。 同請求方式「大市民啓第177号」開示件有。職員研修・相談員研修は、資料非公開から、補正依頼不可より、「趣旨」反す回答求める違反。 又、人権じゅう倫示す事案本件類
56	平成27年度 諮問受理第84号	平成27年10月23日 付け大市民啓第90号	平成27年 1 月13日	大市民第6216号「不非開示（大福祉第3281号「市民の声 6 点回答」否定する私の情報実際存在しない）」件は、大市民啓第51号「大福祉第3281号（市民の声回答 6 点）否認するもの特定不可」開却件の否定欠くけど否認特定不可が、全く分からず、大市民第6121号「。。」件整合性有る障害者自立支援法示すもの求める。	大阪市人権啓発・相談センター	平成27年 1 月23日 付け大市民啓第256号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年 2 月 3 日 付け大市民啓第265号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成27年 1 月23日付けで補正依頼を行ったところ、平成27年 1 月30日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成27年 2 月 9 日	生活保護法第64条違反する法第25条 2 項違反。生活保護法第4条違反する法第50条違反。左記は、答申第272号の審査会見解示す。 大福祉第4515号「不」件（答申第366号）「 I C D - 10」（答申第316・332・345号） 大生支第113号「不」件は、個人情報保護条例決定欠き、6・7 追記違反示す。 「他法活用検討依頼通知」欠く私（異議申立人）は、個人情報欠く。答申第272・366、316号・332・345（大個審答申第57号）（大生保生第1262・935・950・1039・1398・16号「不非開示」件等々）（6・7 追記理由欠く）
57	平成27年度 諮問受理第111号	平成27年12月28日 付け大市民第973号	平成27年 1 月30日	大市民第389号「却下」は、公正職務審査会へ、市民局回答「20件以上（口頭）」市民の声回答請求する公開拒否した36条・6 条の違反。市民局の口頭回答は、請求者不知故、再度、口頭回答していた市民の声回答20件以上求める。（市民局の口頭説明分）	市民局総務課（総務グループ）	平成27年 2 月 9 日 付け大市民第827号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年 2 月23日 付け大市民第881号 公開請求却下決定	公開請求書の「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明確なため、請求されている情報を特定することができないことから、平成27年 2 月 9 日付け大市民第827号により補正依頼を行ったところ、同月19日付け補正依頼に対する回答書により、補正に応じない旨の回答があったことから、公開請求されている情報を特定することができないため。	平成27年 3 月30日	時系列の存否矛盾（321・322・323・324号）、弁護士見解まとめる個人情報（正確かつ最新の状態）要す為、314・315・316・317・318・319・320号件、「不」個人情報保有欠くが、保有特定出来ない関連事項分らず。 研修資料は、市機関資料の為、決定可能。 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の。。「陳述書」示す。 。職員は、「持論」と批判、。職員「市民の声回答20件以上の3 件抜粋」、陳述書とうりなら、「正論」示すもの（異議申立人が、該当者）・「20件以上」回答書（公益通報の証拠）の決定可能。市民の苦情争い、又、苦情否定の職員達。
58	平成27年度 諮問受理第113号	平成28年 2 月12日 付け大市民啓第278号	平成26年 7 月25日	大市民第6121号「。。」書面」を個人情報主張ながら、「神経症（抑うつ状態）」否認するダイバシティー。職員主張（7 / 24）は、「レセプト」以外を個人情報主張する為、「医療」が、「レセプト」以外で「個人情報」分かるもの規定求める。	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年 8 月 4 日 付け大市民啓第58号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年 8 月11日 付け大市民啓第60号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年 8 月 4 日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年 8 月 6 日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成26年 9 月18日	大情審答申第272号・大個審答申第57号・大情審答申第332号 地公法第30・32条（医師法・行政不服審査法・生活保護法・障害者総合支援法等々） 大生支第470号「不非開示（「他法活用検討依頼通知」欠如）」件（H22．2 / 17）以降の大市民第6121号「。。」書面」作成の法律責任は、。職員に有る。 「神経症」を自立支援医療主張する。不相当な理由「通院治療欠如」異議申立人の場合。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
59	平成27年度 諮問受理第114号	平成28年 2月12日 付け大市民啓第 279号	平成26年 7月25日	市民局は、職員の都合から、人権相談員の関与可否を転々する為現在が、人権相談員の関与拒否する法的根拠分かるもの(市民の声No.1410-20018-001-01、1410-20019-001-01)	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年 8月 4日 付け大市民啓第59号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年 8月11日 付け大市民啓第61号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年 8月 4日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年 8月 6日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成26年 9月18日	大情審答申第272号・大個審答申第57号・大情審答申第332号 地公法第30・32条(医師法・行政不服審査法・生活保護法・障害者総合支援法等々) 大生支第470号「不非開示(「他法活用検討依頼通知」欠如)」件(H22. 2/17)以降の大市民第6121号「〇〇書面」作成の法律責任は、〇〇職員に有る。 「神経症」を自立支援医療主張する〇〇。不相当な理由「通院治療欠如」異議申立人の場合。
60	平成27年度 諮問受理第115号	平成28年 2月12日 付け大市民啓第 280号	平成26年 7月31日	市民局の市民の声No.1410-20051-001-01(〇〇)の回答上9行目・10行目「個別の法令や通知に準拠したものではなく」が、当然の法理に当たらず、「当然の法理」とは、「当然」道理上、そう・なる(する)べきである。「類」至当、との辞典と取り、法令外の「当然の法理」とは、詭弁。「ICD-10」から「神経症(抑うつ状態)」特定した上で、大市民第6127号「不非公開」件の不摘法認めるか、6121号「〇〇書面」の大市民第6030・6071号「不非公開」件、6074・6109・6110・6128・6129・6140・8・6029・94・6130・6139・6144・6161・6167・6168・6168・6216・6217号「不非開示」、大市民啓第3・4・5・15・26・27号「不非開示」件等々から、「当然」欠如明らかなを「当然」示せるもの資料要す。「ICD-10」から、特定せよの請求する。本件請求は、「前提事項(1410-20051-001-01)」基づく、特定義務求めるもの。	大阪市人権啓発・相談センター	平成26年 8月13日 付け大市民啓第66号	補正に応じない旨の回答あり	平成26年 8月19日 付け大市民啓第70号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成26年 8月13日付けで補正依頼を行ったところ、平成26年 8月18日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成26年 9月18日	大情審答申第272号・大個審答申第57号・大情審答申第332号 地公法第30・32条(医師法・行政不服審査法・生活保護法・障害者総合支援法等々) 大生支第470号「不非開示(「他法活用検討依頼通知」欠如)」件(H22. 2/17)以降の大市民第6121号「〇〇書面」作成の法律責任は、〇〇職員に有る。 「神経症」を自立支援医療主張する〇〇。不相当な理由「通院治療欠如」異議申立人の場合。
61	平成27年度 諮問受理第117号	平成28年 2月12日 付け大市民啓第 282号	平成27年 1月30日	又、委託事業の職員責務示す資料求める。	大阪市人権啓発・相談センター	平成27年 2月10日 付け大市民啓第 267号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年 2月23日 付け大市民啓第 273号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成27年 2月10日付けで補正依頼を行ったところ、平成27年 2月19日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成27年 3月30日	時系列の存否矛盾(321・322・323・324号)、弁護士見解まとめる個人情報(正確かつ最新の状態)要す為、314・315・316・317・318・319・320号件、「不」個人情報保有欠くが、保有特定出来ない関連事項分からず。 研修資料は、市機関資料の為、決定可能。 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の〇〇〇〇〇「陳述書」示す。 〇〇職員は、「持論」と批判、〇〇職員「市民の声回答20件以上の3件抜粋」、陳述書とすりなら、「正論」示すもの(異議申立人が、該当者)・「20件以上」回答書(公益通報の証拠)の決定可能。市民の苦情争い、又、苦情否定の職員達。
62	平成27年度 諮問受理第118号	平成28年 2月12日 付け大市民啓第 283号	平成27年 1月30日	市民局が、大情審答申第272号否定・否認出来るもの求める。(大生支第470号「不非開示」件(H22. 2/17) 大個審答申第57号)大阪市所定様式「他法活用検討依頼通知」見解否定・否認の市民局。	大阪市人権啓発・相談センター	平成27年 2月10日 付け大市民啓第 269号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年 2月23日 付け大市民啓第 274号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成27年 2月10日付けで補正依頼を行ったところ、平成27年 2月19日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成27年 3月30日	時系列の存否矛盾(321・322・323・324号)、弁護士見解まとめる個人情報(正確かつ最新の状態)要す為、314・315・316・317・318・319・320号件、「不」個人情報保有欠くが、保有特定出来ない関連事項分からず。 研修資料は、市機関資料の為、決定可能。 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の〇〇〇〇〇「陳述書」示す。 〇〇職員は、「持論」と批判、〇〇職員「市民の声回答20件以上の3件抜粋」、陳述書とすりなら、「正論」示すもの(異議申立人が、該当者)・「20件以上」回答書(公益通報の証拠)の決定可能。市民の苦情争い、又、苦情否定の職員達。
63	平成27年度 諮問受理第119号	平成28年 2月12日 付け大市民啓第 284号	平成27年 2月19日	精神科嘱託医師否定する平成24年 4月29日「大市民第6014号」不件(答申第332号)から大市民第6121号「〇〇まとめ」(H23. 2月)件説明する〇〇弁護士相談記録票の法的根拠は、時系列から、偽証行為。 又、市民の声No.1410-20063-001-01(H26. 9/30)〇〇まとめは、法的根拠欠く回答(H23. 2月作成「大市民第6121号」〇〇弁護士相談記録票まとめなら、大市民第6014号「不」件)から、法令求める。	大阪市人権啓発・相談センター	平成27年 3月 2日 付け大市民啓第 286号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年 3月 9日 付け大市民啓第 321号 公開請求却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件名又は内容」欄の記載内容が不明瞭なため、当該請求に係る公文書を特定することができないことから、平成27年 3月 2日付けで補正依頼を行ったところ、平成27年 3月 6日付けで補正に応じないとのことから、公開請求にかかる公文書を特定することができないため。	平成27年 3月30日	時系列の存否矛盾(321・322・323・324号)、弁護士見解まとめる個人情報(正確かつ最新の状態)要す為、314・315・316・317・318・319・320号件、「不」個人情報保有欠くが、保有特定出来ない関連事項分からず。 研修資料は、市機関資料の為、決定可能。 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の〇〇〇〇〇「陳述書」示す。 〇〇職員は、「持論」と批判、〇〇職員「市民の声回答20件以上の3件抜粋」、陳述書とすりなら、「正論」示すもの(異議申立人が、該当者)・「20件以上」回答書(公益通報の証拠)の決定可能。市民の苦情争い、又、苦情否定の職員達。

項番	(あ) 諮問受理番号	(い) 諮問	(う) 請求日	(え) 請求する公文書の件名又は内容	(お) 担当	(か) 補正依頼	(き) 補正依頼に対する回答	(く) 決定	(け) 却下する理由	(こ) 異議申立て年月日	(さ) 異議申立ての趣旨及び理由
64	平成27年度 諮問受理第120号	平成28年 2月12日 付け大市民啓第 285号	平成27年 2月19日	大市民第6121号「○○まとめ」は、 大市民第6014号「不」件・6127号 「不」件（答申第332号）から、 「神経症」通院欠く市民（生野区女 性）の「法令基づく場合」大市民啓 第266号不承認理由示す 大生支第 470号「不非開示」（H22. 2 / 17）件否定する法令資料求める。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年 3月 2日 付け大市民啓第 287号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年 3月 9日 付け大市民啓第 322号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件 名又は内容」欄の記載内容が不明瞭 なため、当該請求に係る公文書を特 定することができないことから、平 成27年 3月 2日付けで補正依頼を 行ったところ、平成27年 3月 6日付 けで補正に応じないとのことから、 公開請求にかかる公文書を特定する ことができないため。	平成27年 3月30日	時系列の存否矛盾（321・322・323・324号）、弁護士見解ま とめる個人情報（正確かつ最新の状態）要す為、314・315・ 316・317・318・319・320号件、「不」個人情報保有欠く が、保有特定出来ない関連事項分ならず。 研修資料は、市機関資料の為、決定可能。 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の○○○○「陳述書」 示す。 ○○職員は、「持論」と批判、○○職員「市民の声回答20件 以上の3件抜粋」、陳述書とすりなら、「正論」示すもの （異議申立人が、該当者）・「20件以上」回答書（公益通報 の証拠）の決定可能。市民の苦情争い、又、苦情否定の職員 達。
65	平成27年度 諮問受理第121号	平成28年 2月12日 付け大市民啓第 286号	平成27年 2月19日	市民局の専門相談事業（人権啓発・ 相談センター）が、○○弁護士相談 のみ特例の○○職員まとめる理由求 める。 平成24年 4月19日「○○弁 護士相談記録票の法的根拠実際存在 しない「不」件（答申第332号）以 前の平成23年 2月に、○○弁護士見 解まとめる作成した大市民第6121号 ○○件否定有。（市民の声No.1410- 20063-001-01○○回答「法的根拠基 づいて作成していないと聞いていま す」）	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年 3月 2日 付け大市民啓第 288号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年 3月 9日 付け大市民啓第 323号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件 名又は内容」欄の記載内容が不明瞭 なため、当該請求に係る公文書を特 定することができないことから、平 成27年 3月 2日付けで補正依頼を 行ったところ、平成27年 3月 6日付 けで補正に応じないとのことから、 公開請求にかかる公文書を特定する ことができないため。	平成27年 3月30日	時系列の存否矛盾（321・322・323・324号）、弁護士見解ま とめる個人情報（正確かつ最新の状態）要す為、314・315・ 316・317・318・319・320号件、「不」個人情報保有欠く が、保有特定出来ない関連事項分ならず。 研修資料は、市機関資料の為、決定可能。 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の○○○○「陳述書」 示す。 ○○職員は、「持論」と批判、○○職員「市民の声回答20件 以上の3件抜粋」、陳述書とすりなら、「正論」示すもの （異議申立人が、該当者）・「20件以上」回答書（公益通報 の証拠）の決定可能。市民の苦情争い、又、苦情否定の職員 達。
66	平成27年度 諮問受理第122号	平成28年 2月12日 付け大市民啓第 287号	平成27年 2月19日	市民局は、精神科嘱託医師扱う「他 法活用検討依頼通知」見解（大生支 第470号「不非開示」件（H22. 2 /17） 大個審答申第57号）より、 医療介入した弁護士見解（大市民第 6139号「○○弁護士記録票」）ま とめる医療介入の○○職員が、医師法 違反否定するもの求める。 大市民 啓第184・270号件等々の条例第 6 条 1項～ 3項及び13条示している。	大阪市人権啓発・ 相談センター	平成27年 3月 2日 付け大市民啓第 289号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年 3月 9日 付け大市民啓第 324号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件 名又は内容」欄の記載内容が不明瞭 なため、当該請求に係る公文書を特 定することができないことから、平 成27年 3月 2日付けで補正依頼を 行ったところ、平成27年 3月 6日付 けで補正に応じないとのことから、 公開請求にかかる公文書を特定する ことができないため。	平成27年 3月30日	時系列の存否矛盾（321・322・323・324号）、弁護士見解ま とめる個人情報（正確かつ最新の状態）要す為、314・315・ 316・317・318・319・320号件、「不」個人情報保有欠く が、保有特定出来ない関連事項分ならず。 研修資料は、市機関資料の為、決定可能。 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の○○○○「陳述書」 示す。 ○○職員は、「持論」と批判、○○職員「市民の声回答20件 以上の3件抜粋」、陳述書とすりなら、「正論」示すもの （異議申立人が、該当者）・「20件以上」回答書（公益通報 の証拠）の決定可能。市民の苦情争い、又、苦情否定の職員 達。
67	平成27年度 諮問受理第123号	平成28年 2月12日 付け大市民啓第 288号	平成27年 2月26日	大市民第6014号「法的根拠欠く」不 件（答申第332号）の大市民第6127 号「神経症の該当資料欠く」不件 （答申第332号）が、市民の声 No.1410-20063-001-01「法的根拠欠 く○○作成す弁護士見解まとめ」を 1410-20066-001-01「欠如と不存在 とは違います」では、「法令基づく 場合」示すもの求める。（答申第 272号否定） 個人情報保護条例第 6 条 1項～ 3項及び13条	市民局総務課（総 務グループ）・大 阪市人権啓発・相 談センター	平成27年 3月 9日 付け大市民啓第 313号	補正に応じない旨の回答あり	平成27年 3月 9日 付け大市民啓第 325号 公開請求 却下決定	公開請求書中「請求する公文書の件 名又は内容」欄の記載内容が不明瞭 なため、当該請求に係る公文書を特 定することができないことから、平 成27年 3月 9日付けで補正依頼を 行ったところ、平成27年 3月17日付 けで補正に応じないとのことから、 公開請求にかかる公文書を特定する ことができないため。	平成27年 3月30日	時系列の存否矛盾（321・322・323・324号）、弁護士見解ま とめる個人情報（正確かつ最新の状態）要す為、314・315・ 316・317・318・319・320号件、「不」個人情報保有欠く が、保有特定出来ない関連事項分ならず。 研修資料は、市機関資料の為、決定可能。 面談強要等禁止仮処分命令申立事件の○○○○「陳述書」 示す。 ○○職員は、「持論」と批判、○○職員「市民の声回答20件 以上の3件抜粋」、陳述書とすりなら、「正論」示すもの （異議申立人が、該当者）・「20件以上」回答書（公益通報 の証拠）の決定可能。市民の苦情争い、又、苦情否定の職員 達。

（注）1 （え）欄及び（さ）欄については、原則として異議申立人の記載のとおりとしている。
2 （お）欄については、（く）欄に記載の決定時点における担当名としている。